

監査公表第 24 号

平成 26 年 5 月 16 日付けで公表した「行政財産（公用財産）に関する事務の執行並びに福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 20 日

福岡県監査委員	小串 正伸
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	井本 邦彦

26人第1428号
平成27年2月16日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 様
同 伊 藤 龍 峰 様
同 行 正 晴 實 様
同 井 本 邦 彦 様

福岡県知事 小 川 洋

平成25年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

(1) 行政財産(公用財産)に関する事務の執行について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>1 全般</p> <p>① (意見) 公有財産台帳における土地の評価の見直しについて</p> <p>県では、土地の取得価格及びその後の地価変動率を基に、5年ごとに公有財産台帳価格の改定を行っているが、福岡西総合庁舎及び粕屋総合庁舎の土地において、現状の台帳価格と路線価を基に算定した時価との間に大きな差が生じている。</p> <p>適時適切な情報公開、使用料の正確な算定という意味では、十分に実態と整合しているとはいえない状況であり、公有財産台帳における評価額を適切な時価とすることが望まれる。</p> <p>国においては、新成長戦略(H22閣議決定)における国有財産の指針の中で、「より時価を反映したものとするよう毎年度改訂」とされており、このような国の動きを踏まえ、県としても価格改定の時期の見直しについて検討することが望まれる。</p> <p>② (意見) 庁舎における駐車場の貸付け等の検討について</p> <p>財政状況が厳しい中、庁舎の敷地についても新たな歳入確保及び費用削減の可能性について検討する必要があると考える。</p> <p>駐車場の貸付けを行い駐車場を有料化することは、新たな歳入の確保等に資するほか、有料化に伴い管理ゲート等を設置した場合には、周辺道路における路上駐車防止にもつながると考える。また、警備員の人件費等の削減による委託料の削減につながる可能性も考えられる。</p> <p>このような効果が少なからず見込めることから、財産の有効活用について行政サービスを行う主体として検討することが望ましく、導入した場合に県に与える効果についても検証することが望まれる。</p> <p>また、どの運営方法及び料金形態を採用するかは、各駐車場の立地条件や駐車場規模によって異なるため、個別具体的にさまざまな見地から検討するとともに、導入可能性の高いところから検討することが望ましい。</p> <p>③ (意見) 未利用資産の有効活用について</p> <p>行政財産として保有している以上、県は、公用又は公共の用に供し、何らかのサービスを提供する必要があると考える。</p> <p>未利用資産について、県は、ほかに遊休となっている資産がないか調査した上で、引き続き行政財産として保有することの必要性を検討し、具体的な利活用又は処分等の方針を明確にすることが望まれる。</p> <p>また、効率的な利用を図るために県が積極的にマネジメントしていくことが期待される。</p>	<p>公有財産台帳における土地の評価額については、新たに導入を予定している地方公会計基準を踏まえ、今後、見直しを行う。</p> <p>また、価格の改定時期については、国の動きを踏まえ、より時価を反映したものになるよう、検討を行う。</p> <p>庁舎における駐車場の貸付け等の検討に向けて、立地条件や駐車場の規模、使用状況等を踏まえて貸付け等の適否について庁舎毎に判断するため、導入可能性の高い総合庁舎の実態調査(近隣にある民間の駐車場の設置状況等)を平成26年度に行った。</p> <p>庁舎や施設の敷地を対象とした利用実態調査を平成26年5月に実施し、利用状況を把握した。一部未利用資産については、「未利用財産の処分・利活用促進チーム」の中に、未利用資産の有効活用に向けた個別のワーキング部会を立ち上げることを検討する。</p> <p>今後も、行政財産の利用実態の把握に努め、財産の効率的な利用に努める。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>④ (意見)総合庁舎の維持管理業務に係る委託方法の見直しについて</p> <p>県有施設を経営資源ととらえ、経営的視点から最適化を図るためには、総合庁舎ごとに行っている維持管理業務を標準化し、統一的に運用することが必要となる。</p> <p>このことについて、県は、実施可能などころからすでに着手しているが、今後は、個々の対応に総合的にマネジメントする視点を取り入れていくことで、各庁舎で行っている維持管理業務委託の契約方式を横断的に比較し、現状の運用方法を見直し、課題を抽出し、その対応策を講じることが可能となると考える。</p> <p>総合委託以外についても、財産活用課で、統一的な方針又は設計積算を行い、最適な業者選定の方式を選択することが必要であるため、現在県が実施している取組を引き続き実施していくことが望まれる。</p>	<p>総合庁舎維持管理説明会を通じて、各庁舎の契約方式を比較検討し、統一的な視点から引き続き、その方法を指導していく。</p>
<p>⑤ (意見)ファシリティマネジメント導入の検討について</p> <p>これまで、全庁横断的な視点から公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理し、マネジメントする手法はとられていなかった。</p> <p>平成25年度において、県有施設の長寿命化についての検討に着手するなど、実施可能などころから施策を講じているが、公用財産の総合的な管理運営という面からは、現段階で県が行っているマネジメント手法については、まだまだ改善の余地があるといえる。</p> <p>個々の改善案を個々に実施していくのではなく、ファシリティマネジメントという全庁横断的な視点から公用財産を管理する方法を用いることで、より効果的かつ効率的な実施が可能となる。</p>	<p>本県においては、未利用地の売却や行政財産の貸付、総合庁舎における統一的な維持管理の運用など、これまでも県有財産の有効活用や効果的な運営に取り組んできた。</p> <p>平成28年度までに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定を予定しており、より一層、ファシリティマネジメントの推進に努めていく。</p>
<p>⑥ (意見)公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理運営する体制の整備について</p> <p>将来の県を取り巻く環境を踏まえ、公用財産の保有総量縮小、効率的利用、長寿命化などファシリティマネジメントを推進し、具体的施策を実現していくため、公用財産の維持管理等に関する情報を一元的に管理し、運営していく体制を整備・強化することが望まれる。</p>	<p>平成28年度までに策定を予定している「公共施設等総合管理計画」について検討を進める中で、財産管理の全庁的な取組体制についても検討を行う。</p>
<p>2 福岡西総合庁舎</p> <p>① (結果)一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等に対する使用許可手続の不備について</p> <p>互助会が使用している倉庫部分に関し、県は、使用許可手続を行っていない。</p> <p>行政財産を第三者に利用させる際には、目的外使用許可や貸付けがあくまで例外的手続であることを踏まえ、適切な手続をとることが求められる。</p> <p>このような手続の不備が発生しないように、県は、庁舎の現状について定期的に実態を把握することが望まれる。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。</p> <p>今後、このような不適切な事態が生じないよう管理担当者会議等で周知するとともに、財産活用課の職員が直接総合庁舎に出向くなどして適正な維持管理が行われているかの点検を行う。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (結果)一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収について</p> <p>県は、互助会に対し、倉庫部分に係る使用許可を行っていない。</p> <p>そのため、使用許可を行っていただければ負担しなければならぬ管理経費が負担されていない。県は、管理経費を負担させることが必要である。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。</p> <p>過去の未徴収分は、管理経費を徴収することとなった平成21年度から25年度まで使用した期間分を今年度中に徴収する。</p> <p>今後も総合庁舎管理事務所において定期的に使用実態の確認を行う。</p>
<p>③ (結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合について</p> <p>目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と異なっている。</p> <p>目的外使用許可台帳の整備に際しては、当然、使用許可書の内容及び実態と整合している必要がある。</p> <p>目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積も含まれており、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。</p>	<p>指摘された案件については、許可書に合わせて使用許可台帳の訂正を行った。今後、許可書と使用許可台帳との整合を図るため、複数のチェック体制を講じることとした。</p>
<p>④ (結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について</p> <p>設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。</p> <p>県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p>	<p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p>
<p>3 福岡東総合庁舎</p>	
<p>① (結果)業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について</p> <p>設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。</p> <p>県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p>	<p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>② (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について</p> <p>保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>
<p>4 粕屋総合庁舎</p>	
<p>① (結果)一般財団法人福岡県職員互助会が使用している倉庫部分等に対する使用許可手続の不備について</p> <p>互助会が使用している倉庫部分及び駐車スペースに関し、県は、使用許可を行っていない。行政財産を第三者に利用させる際には、目的外使用許可や貸付けがあくまで例外的手続であることを踏まえ、適切な手続をとることが求められる。このような手続の不備が発生しないように、庁舎の現状について定期的の実態を把握することが望まれる。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。</p> <p>今後、このような不適切な事態が生じないよう管理担当者会議等で周知するとともに、財産活用課の職員が直接総合庁舎に向くなどして適正な維持管理が行われているかの点検を行う。</p>
<p>② (結果)一般財団法人福岡県職員互助会に対する管理経費の未徴収について</p> <p>県は、互助会に対し、倉庫部分に係る使用許可を行っていない。</p> <p>そのため、使用許可を行っていれば負担しなければならない管理経費が負担されていない。県は、管理経費を負担させることが必要である。</p>	<p>平成26年度分については、平成26年3月末に倉庫の行政財産使用許可を行い、実態に応じた管理経費を徴収することとした。</p> <p>過去の未徴収分は、管理経費を徴収することとなった平成21年度から25年度まで使用した期間分を今年度中に徴収する。</p> <p>今後も総合庁舎管理事務所において定期的に使用実態の確認を行う。</p>
<p>③ (結果)目的外使用許可に係る許可書と台帳の記載内容の不整合について</p> <p>目的外使用許可台帳に記載されている面積が、目的外使用許可を行っている面積と異なっている。</p> <p>目的外使用許可台帳の整備に際しては、当然、使用許可書の内容及び実態と整合している必要がある。</p> <p>目的外使用許可台帳には、使用を許可した使用者氏名、使用目的のほか、使用面積も含まれており、実態と合致した内容を適切に記載すべきである。</p>	<p>指摘された案件については、許可書に合わせて使用許可台帳の訂正を行った。今後、許可書と使用許可台帳との整合を図るため、複数のチェック体制を講じることとした。</p>
<p>④ (結果)保守点検業務に係る確認書類等の不備について</p> <p>保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>⑤ (意見) 庁舎内の文書管理におけるセキュリティの確保について</p> <p>庁舎の一部の書庫は常時開錠されている。当該書庫は執務室から視認することができず、職員以外の者が立ち入った場合、その事実を確認することができない可能性があり、機密文書の取扱や個人情報保護の観点から見てリスクがある。</p> <p>県は、個人情報を適切に管理することが必要である。</p> <p>また、書庫において、必要に応じ、プッシュ式暗証番号鍵(機械式ボタン鍵)等を導入し、利便性と安全性を両立することを検討することが望まれる。</p>	<p>書類の整理を行い、個人情報等が保管されている書庫については、鍵の一元管理を庁舎管理事務所総務課で行うこととした。</p>
<p>5 糸島総合庁舎</p> <hr/> <p>① (結果) 業務委託に係る設計積算資料、仕様書及び報告書における数量差異について</p> <p>設計積算資料は、予定価格設定の根拠となるものであり、仕様書は、業務の具体的内容を構成するとともに、受託者が業務に係る経費を積算する際の根拠となるものである。実際の数量と異なる数量が設計積算資料に記載されている場合、誤った予定価格を設定する可能性がある。</p> <p>県は、自ら数量を確認の上、正確な数量を把握する必要がある。</p> <hr/> <p>② (結果) 保守点検業務に係る確認書類等の不備について</p> <p>保守点検業務に係る確認書類等は、委託事業者への委託料支払いの根拠となる資料であるため、履行確認の証跡を残すとともに、適切に整備、保管する必要がある。</p>	<p>今後は、指摘された数量差異が発生しないよう現物等を確認することにより、正確な数量の把握を行うよう是正した。</p> <hr/> <p>保守点検業務に係る確認書類等の「点検票」に記名押印を行い、履行確認を確実に行うよう是正した。</p>

(2)福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>1 全般</p> <p>① (意見)経営計画策定の検討について</p> <p>総務省から経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましいとの通知が出されているが、県企業局では、経営計画が策定されてこなかった。</p> <p>県企業局が運営する電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業について長期的な視点で効率的な経営を行うことが求められることから、経営計画を策定することが望まれる。</p>	<p>平成26年3月に、平成26年度から平成28年度までの3年間を計画期間とした「福岡県企業局経営計画」を策定した。</p> <p>この計画に基づき、各事業の効率的、安定的な経営に取り組むこととしている。</p>
<p>2 電気事業</p> <p>① (結果)工事に係る下請施工体系図に対する内容の未確認について</p> <p>請負業者が県企業局に提出した下請施工体系図が現状と異なる可能性がある事例等が発見され、契約における仕様書に違反している。</p> <p>また、県企業局は、入札・契約適正化促進法第14条に定められた工事現場の施工体制の管理に関する責務に違反しており、建設業法第22条及び入札・契約適正化促進法第12条に定められた一括下請負の禁止に違反している可能性もあると考える。</p> <p>県企業局は、同様の事例が発生しないよう、施工体制の把握を徹底する必要がある。</p>	<p>平成26年度に発注した工事からは、すべての工事請負契約の現場に監督員が行き、下請会社名の確認及び現場代理人がいるかどうかの確認を行い、施工体制の把握を徹底することとした。</p>
<p>② (意見)有形固定資産の現物確認について</p> <p>県企業局では有形固定資産について現物と固定資産台帳の照合による現物調査を実施していない。今後は固定資産台帳と現物の照合による現物調査を実施することが望ましい。</p> <p>特に、動産は持ち運びが可能であるため紛失等のリスクがある。現物調査を行っていないため、実際に当該資産を使用する際に現物が確認できない場合には業務遂行上支障を来すことになる。</p> <p>このため、動産には固定資産台帳に記載の資産番号を表示したシールを貼付し、現物と固定資産台帳の紐付け照合を的確に行うことが望ましい。</p>	<p>平成25年度末から、固定資産(動産)には、固定資産番号を表示したシールを貼付し、現物との確認を行うこととした。</p> <p>今後は、毎年度末に台帳と現物との照合確認を行うこととする。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>③ (意見)随意契約の内容の明確化について</p> <p>随意契約によることができる場合は地方公営企業法施行令に規定があるため、地方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。</p> <p>少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当するとしているが、業務の内容をみると「工事」の定義に該当するとは明確には言い難い。少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金額が異なる。このため、県企業局は、少額随意契約の前提となる契約の種類について、具体的な内容を検討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。</p>	<p>契約の種類に応じた少額随意契約の取扱いの基準を明確にし、その根拠規定は地方公営企業法施行令第21条の14に基づくものであることを、企業局長通知により局内に周知し、その徹底を図った。</p>
<p>3 工業用水道事業</p>	
<p>① (意見)随意契約の内容の明確化について</p> <p>随意契約によることができる場合は地方公営企業法施行令に規定があるため、地方自治法施行令は適用できず、随意契約理由に示された根拠規定が誤っている。随意契約による根拠は正確に起工伺い等で示す必要がある。</p> <p>少額随意契約の前提として契約の種類は「工事」に該当するとしているが、業務の内容をみると「工事」の定義に該当するとは明確には言い難い。少額随意契約を行う場合は契約の種類により、随意契約を行うことができる金額が異なる。このため、県企業局は、少額随意契約の前提となる契約の種類について、具体的な内容を検討し、内部規程を設けること等により明確に定めることが望ましい。</p>	<p>契約の種類に応じた少額随意契約の取扱いの基準を明確にし、その根拠規定は地方公営企業法施行令第21条の14に基づくものであることを、企業局長通知により局内に周知し、その徹底を図った。</p>
<p>② (意見)工業用水道料金の見直しの検討について</p> <p>工業用水道は、安定的供給のために適正な利潤を確保しつつも可能な限り低廉な価格で提供されることが重要であると考えられる。</p> <p>現在の料金単価は設定当時の総括原価を基準とした料金となっているため、県企業局は、最新の修繕計画などに基づき、適正な料金単価であるか検証も必要であり、5年に一度等定期的に料金単価の見直しを実施することが望ましい。</p> <p>また、使用水量が契約水量を大きく下回っていることに鑑み、責任水量制における契約水量の見直しを含む使用水量に応じた料金制度への移行について検討することが望ましい。</p>	<p>工業用水道事業においては、ユーザー企業への安定給水を図るため、現在、老朽化した工業用水道施設の大規模な改良工事を行っている。</p> <p>このため、料金単価及び料金制度の見直しについては、大規模改修等に要する費用等を踏まえながら適正な料金の維持に努めることとし、今後とも定期的に検討する。</p>

監査の結果及び意見	講じた措置等
<p>4 工業用地造成事業</p> <p>① (結果)工業用地の貸付決定文書における記載内容の不備について</p> <p>前原IC南地区の一部を研究用施設の用地として財団法人福岡県産業・科学技術振興財団(アイスト)に対して貸付けを行っている。</p> <p>貸付対象者であるアイストについて貸付制度取扱要領に規定される要件を満たすことが文書上確認できず、福岡県文書管理規程を遵守しているとはいえない。このことは貸付制度取扱要領を遵守して貸付対象者を決定しているとはいえず、その結果、アイストは貸付対象者として相応しくないと評価されかねない。</p> <p>貸付対象者を決定する場合は、貸付制度取扱要領に規定される要件について具体的な検討を行い、その検討結果を根拠とともに明文化すべきである。</p>	<p>アイストとの契約以降、工業用地の貸付けは行っていないが、今後同様のケースが出てきた場合には、貸付対象者の審査において、貸付制度取扱要領に規定される要件について具体的な検討を行い、その検討結果を決裁文書に明文化することとした。</p>
<p>② (意見)今後の経営状況見込みを踏まえた対応策について</p> <p>工業用地造成事業の経営は、平成21年度以降収益が大きく落ち込み厳しい状況にある。特に磯光地区工業用地は、社会経済情勢の変化等の影響を大きく受け、造成後5年が経過しているが現在のところ売却が進んでいない状況にある。引続き積極的な販売努力を継続し早期に分譲することが望ましい。</p> <p>今後、工業用地造成事業の実施を検討する場合は、より適切かつ慎重な判断が必要となる。</p> <p>また、今後も厳しい経営状況が予想されるため、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、経営健全化の基本方針及び収支見込み等を記載した「経営計画」の策定を行うことが望ましい。</p>	<p>磯光工業用地については、平成26年3月に約5千㎡、11月に約5万㎡を売却した。</p> <p>残地についても、平成26年3月に策定した経営計画に基づき、今後も引き続き積極的な販売努力を継続し、早期の売却に努める。</p>